

## 令和2年司法試験結果に対する会長声明

- 1 本年1月20日に発表された令和2年司法試験最終合格者数は1450人であった。
- 2 司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」（司法試験法1条）である。上記判定を行う司法試験委員会は、司法試験受験者に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かを厳正に行わなければならない。

平成27年6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験最終合格者数を年間1500人程度は輩出すべきとする方針を決定する一方、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、質の確保が合格者数1500人維持に優先することを明らかにした。

- 3 その後、司法試験受験者数は平成28年6899人、平成29年5967人、平成30年5238人、平成31年（令和元年）4466人、令和2年3703人と、毎年大幅に減少する一方、最終合格者数は、平成28年1583人、平成29年1543人、平成30年1525人、平成31年（令和元年）1502人、令和2年1450人と微減にとどまり、その結果、受験者に占める合格者の割合は、平成28年22.9%、平成29年25.9%、平成30年29.1%、平成31年（令和元年）33.6%、令和2年39.2%と急激に増加し続けている。

令和2年の最終合格者は1500人を下回ったとはいえ、合格率は前年比5.6%増で平成18年に開始された現行試験において最大の上昇率であり、質の確保より、1500人の数値目標に近付けることが重視された感は否めない。

4 新人弁護士の給与水準の低下，固定給のない採用形態（いわゆる「ノキ弁」）や司法修習修了後の即時独立（いわゆる「即独」）が増加するなど，新人弁護士の苦境が報道されるようになって久しいが，各種統計上，弁護士全体の収入も大幅な減少傾向にあり，問題は新人のみに留まらない。

法曹の大多数を占める弁護士の職業としての魅力は年々確実に，かつ急速に失われており，有為な人材が法曹界を敬遠する傾向に歯止めがきかなくなった。平成30年度以降の実施が見送られた法科大学院適性試験は，平成15年度の開始から平成29年度まで受験者数は減少の一途であったし，法科大学院の入学者数も平成18年度の5784人をピークに減少しており，令和2年度は僅か1711人で増加の兆しもない。予備試験合格資格に基づく受験者の司法試験合格率は89.4%と法科大学院修了資格に基づく受験者の合格率32.7%を圧倒しているが，予備試験受験者数も近年伸び悩んでいる。優れた人材が減少し，試験による選抜機能も低下すれば，弁護士の質の低下は避けられない。

5 このような質の確保に対する懸念に目を瞑り，約1500人もの合格者数を確保すべき事情はなく，むしろその弊害が大きい。平成19年から平成25年まで毎年2000人を超える司法試験合格者を輩出し続け，その後も昨年まで1500人以上を維持してきた結果，弁護士数は既に過剰となっている。前記弁護士の職業としての魅力の低下は，端的に言えば需要と供給のバランスが崩れたことによるものであるが，今後当分の間，高齢による弁護士の自然減は毎年500人程度であるから，約1500人もの合格はより一層需給バランスを失わせることになる。

6 当会は，平成23年2月10日の定期総会において，司法試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をした。その後，毎年の最終合格者数の発表を受けて，1000人以下に減員するよう求める会長声明を繰り返し発してきた。

今後も更に約1500人もの合格者を輩出することは，質的側面，量的側面いずれからみても到底許容することはできない。

7 よって当会は政府に対し、改めて司法試験合格者数を1000人以下とするよう強く求める。

以 上

2021年（令和3年）2月19日

千葉県弁護士会

会長 眞田 範行